

フランス革命初期の土木局と王立工兵団の「統合」問題についての研究*

A Study on <unification> between Corps des Ponts et Chaussées and Corps royal du Génie
in the early years of French Revolution

根岸 美幸**

By Miyuki NEGISHI

Abstract

In the early years of French Revolution, the engineers of corps des ponts et chaussées were confronted with the engineers of corps royal du génie about the authority of constructions on the port, and a project of <unification> among these two groupes, too. Because of any problems that they could presuppose their disordre in the indication between the Ministr of Military and that of Finances, not only the engineers of ponts et chaussées, but also the local administrators had opposed to the plan of this unification. This paper aims to make clear issues following ; 1. Difference their origines and functions between the engineers of ponts and those of génie. 2. Controversy about the constructions on ports, especially, at Dunkerque and at Le Havre. 3. Opinion realistic from the Administrator prefectural regarding the management of publics works.

1.初めに

(1)革命初期フランスの技師をとりまく状況

旧体制期のフランスにおける技師は、軍事用途としては陸軍卿が統括する王立工兵団 Corps royal du génie や砲兵団 Corps royal d'artillerie、民生用途としては財務総監の管轄下に土木局 Corps des Ponts et Chaussées といった技師団 corps des ingénieurs を構成していた¹。これらの技師団は 18 世紀半ばには建設や武器製造の技術的な発展期を迎えており、その活動領域を隣接する技師団と対抗する関係が続いていた。各々の技師団はその人材育成のための学校を併設していたが²、軍事技師の育成機関であったメジエールの工兵学校 École du Génie は革命前夜から学生が激減したため機能しておらず、その他の海軍技師 ingénieur de marine や砲兵技師 ingénieur d'artillerie 育成機関も休止状態にある以上、技師教育を継続していたのは実質上土木学校 École des Ponts et Chaussées のみであった³。

技師団の改編は旧体制期からたびたび試みられていた⁴。技師団間の関係は、あまり穏やかなものとはいえず、土木局と工兵団のように、海港工事の主導権を争ったケースもある。この海港工事はその歴史的経緯からして複雑である。ルイ 14 世治下では陸軍卿ルーヴォワ F.-M. Le Tellier de Louvois と財務卿コルベール J.B. Colbert が防衛上の拠点や海岸の要塞、軍用工事を担当していた。ルーヴォワ没後、ルイ 14 世は建築家や請負業者 entrepreneur、製図技師 géographe から技術者を登用し、王国の国境地帯の防衛を担当する約 300 名の技師の集団をまとめて要

塞部局 le département des Fortification des places de terre et de mer を設立し、要塞管理官 Intendant des Fortifications に統括を委任した⁵。この技師団には港湾担当の技師も含まれていた。1743 年に要塞管理官アスフェル C.-F.B. Marquis d'Asferd が没したのち港湾工事は海軍に統合されたが、その後も軍事技師が工事に関与を続けた。ところが 1759 年に海軍卿ベリエ Berryer が財政難のため港湾工事を手放し、財務総監に委託することに決定する。陸軍卿は港湾工事に介入するが、1761 年に財務総監が商用港工事を管理することに決定され、土木局に工事が委託されるようになった。しかしダンケルク、ル・アーヴルなど北部の重要地点は例外的に軍事技師の残留を認めざるを得ず、土木局による商用港工事の定着には 1780 年代に入るまで待たねばならなかった⁶。

このように土木局と工兵団は革命前から競合関係にあったが、国民議会議事録では 1790 年 6 月の時点でこの 2 技師団の統合を示唆する発言が確認できる⁷。その後、技師団改編の議論は技師教育に焦点が移行し、理工科学学校 École polytechnique に代表される国家的技師育成計画へと収束する⁸。それに先立つ対外戦争の長期化による 1793 年 2 月の徴兵令、そして同年 3 月のデクレによる土木学校の学生の徴用は、土木技師を民生用途に限定せず、「国家の技師」ingénieur d'État として登用する機運を高めたと指摘できよう。

(2)研究の目的と方法

革命初期の技師団改編問題は、土木局にかんしては大きく分けて 2 つの時期に議論が集中したと考えられる。

*Keyword: 土木局、工兵団、土木技師、軍事技師、フランス革命期

**学生会員 文修 京都大学大学院工学研究科博士後期課程生活空間学専攻
(〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太 1-9-1)

初めは土木局関連法案が国民議会で討議された 1790 年から 1791 年にかけての期間、次に土木学生徴用のデクレ *décret*⁹が発された 1793 年 3 月から 1795 年 9 月の時期である。前者は 1789 年に発表された軍事技師による文書に触発された、主に港湾建設の主導権をめぐる土木局と工兵団の間の論戦と平行しており、また後者はこの時期に発された土木技師の軍事徴用のデクレと、それが誘発した理工科学校創設に向けた議論が顕著であった時期である。

本稿では、この 2 つの時期のうち前者、1790 年ころに絞り、土木局と工兵団の統合問題や港湾建設をめぐる展開された技師の言説を分析する。筆者はすでに 1791 年に発された土木局関連法案について考察しているが¹⁰、旧体制期の職能組合解体をめざした 1791 年体制とは相容れないかのような土木局関連法案の成立の理由が、同時期の公共事業をめぐる言説を分析することによって解明されるのではないかと考えるからである。また、各々財務総監と陸軍大臣のもとで社團組織を整備し、建設事業の実績を蓄積してきた 2 つの技師団であるが、技師たちの主張や問題提起、それへの回答や反論が述べられた文献資料を分析することにより、革命初期の技師の社團や、地方当局との関係も検証できれば、国土整備事業の近代化過程も複眼的に提示できるのではないだろうか。

管見によると先行研究においては近代フランスの土木局や土木技師、軍事技師を扱う通史や概論、技術教育と近代国家の成立の関係を論じた研究は多数刊行されているが¹¹、革命初期の公共事業運営と技師の関係を論じた研究は少ない。本稿では技師団間の対立について調査する前に、18 世紀後半の時点での技師の定義を当時刊行された辞典類から確認する。次いで国立土木学校および国立文書館に保管されている技師の手稿文書や工兵団の士官 *officier* による考察¹²に国民議会議事録¹³を使用し、両技師団の統合案についての双方の見解と、港湾工事の主導権をめぐる確執を明らかにする。続く第 2 章では、「技師」の語義より彼らに与えられた定義について考察する。

2. 「技師」の職能の認識

(1) 「技師」の定義

そもそも、技師 *ingénieur* とは何をする人物なのか。その語源はラテン語 *ingenium* であり、戦争で機械を扱う人物を意味する。技術史家ヴェラン H. Vérin によれば、16 世紀から 19 世紀末までに刊行されたと殆どの辞典では、「技師」=「軍事技師 *ingénieur militaire*」と解説されており、数学家 *mathématicien* としての素養をもつ士官 *officier* への呼称であった¹⁴。1727 年に刊行されたフルチエールの辞典¹⁵では、技師とは「戦争で攻撃や包囲のために、要塞で活動する士官 *officier*」であり「この技師 *ingénieur* は新しい種類の爆弾や野営、橋の建設の方法を発明した」とある。ここで技師に「士官」の呼称を使用して説明しているが、本稿で使用した史料中においても、

工兵団の技師について述べる際に *ingénieur* よりも *officier* を用いる場合が多い。また常に「大佐」*Colonel* などの官職を付して言及されることも考えると、彼らは軍隊内のヒエラルキーに属することを常に意識されていた。18 世紀以降、個々のヒエラルキーをもった社團である技師団が成立しているが、そのような状況は技師の定義には反映されているのだろうか。

そこで、ディドロ D. Diderot とダランベール J. le R. d'Alembert が編集した『百科全書』¹⁶と、それを項目別に再編集する目的でパンクック C.-J. Panckoucke が企画した『系統別百科全書』¹⁷から「技師」の定義を確認する。18 世紀半ばの啓蒙書として編纂された前者と、革命期の理工科学校創設 (1794 年) 以後に刊行された後者の内容を併せて検討することにより、18 世紀の技師らの社会的位置づけを探究したい。

最初にディドロとダランベールの『百科全書』であるが、ここの「技師」項目ではまず技師を軍事技師、海事技師、そして土木技師の 3 種に分類する。それぞれの技師の領域は、軍事技師は要塞の建設や攻撃および防衛、海事技師は海戦や海事、そして土木技師は幹線道路、橋建設、街路の美装、運河の建造と補修に分けられる¹⁸。そして軍事技師の職務内容については、要塞および野営地での任務の説明が展開されるが、海事技師や土木局の技師にかんしては詳説されていない。また、3 種の技師全体の説明において、技師教育を受けた若者が技師としての低い職位から採用され、昇進すると説明されている。これは、17 世紀半ばに導入された軍隊の士官の昇進制度を技師の職能にも適用し、彼らを委任官僚と同系列の行政官とみなして、王権に忠実に任務を遂行するよう期待していると解釈できよう¹⁹。さらにこれらの技師はすべて学校で教育を受けるとされることから、「技師」とは工兵団の学校や王立士官学校 *École royale militaire*、土木学校などの 18 世紀半ばに相次いで設立された教育機関出身者に限定することが示されている。

次に『系統的百科全書』であるが、「技師」項目は建築家カトルメール・ド・カンシー *Quatremère de Quincy* が執筆した『建築』と軍事技師ド・ケラリオ *De Keralio* が執筆した『軍事技術』の 2 巻に掲載されている。『建築』では技師は軍事技師 *ingénieur militaire* と民生技師 *ingénieur civil*²⁰の 2 種類に分類され、軍事技師は要塞建設とその維持管理、戦場での軍用施設の建造を担当することに加えて、軍艦や海港の橋、堤防などの建設物にもその領域は拡張されている。民生技師については橋、道路のほかは棧橋や堤防も業務の対象とされており²¹、『百科全書』における海事技師の領域は、カトルメール・ド・カンシーによると軍事技師と民生技師の間でいわばグレー・ゾーンに変容している。このため、本稿では軍事技師とは特に工兵団の技師と砲兵技師をさすこととし、海事技師については以下で扱う議論には含めないこととする。

一方、『軍事技術』の「技師」項目は、軍事技師にお

ける要地攻撃の任務を解説しながら、工兵団と砲兵団の關係に集中する。ド・ケラリオは工兵団の士官が発表した工兵団と他の軍事技師の社団との統合を提案する文書を参照しながら、工兵団の技師が要塞の攻撃や防御において砲兵技師と同等の技能をもつこと、一つの社団に結束する利点を述べている。軍事技師にとっては、土木局との対立以前に、まず砲兵技師との關係が問題になっており、土木技師は軍事技師の横で建設事業の実績を積み評価を得ている、油断のならない後発組と映っていた。ド・ケラリオが取り上げたビュロー・ド・ピュジーJ.-X. Bureaux de Pusy は工兵団に海軍の建設技師 *ingénieur de marine*、製図技師 *ingénieur géographe* から軍の将官、工夫にいたる様々な職位や領域を統合することを主張した²²。

このように18世紀から19世紀初頭に刊行された辞書にみる技師の説明は、語義に準じて軍事技師の技能を基本としながらも、その執筆当時の状況が反映されている。例を挙げると『百科全書』では、軍隊の制度改革をふまえた技師の昇格システムが示されているように、技師の社会的位置づけに配慮されている。これは、「技師」について軍事技師の説明を行いながらも、徴税管区で親任官僚の地方長官と協同で公共事業を運営する土木技師の正当性も認識させるものと指摘できよう。また『系統別百科全書』の『軍事技術』ではそれぞれの技師団の特質から、技師団の改編について論じられており、技師を取り巻く政治的環境がここに顕現している。それでは、土木局の技師たちは自身の特質についてどのような認識をしていたのだろうか。次節では土木技師育成機関の実質的な中心人物による教育方針と、土木局の技師による工兵団の技師との相違にかんする考察をみてみよう。

(2) 土木技師ルザージュにおける技師教育

土木学校視察官ルザージュP.C. Lesageは1784年8月2日の日付が認められる「土木学校における要塞研究の有用性についての報告書およびこの分野の教育計画案」の冒頭において、土木技師には要塞建設の技術について学習することが有用だと明言している²³。王国は対外政策の一環として港湾建設によって隣接諸国に対して国威を示そうとしており、土木技師が要塞建設技術を習得して商用港の増設に努めればこれがすなわち土木技師の有用性を高めることとなる。なかでも彼はシェルブール港計画において認められるように、軍事的目的と商業目的を併せ持つ港湾建設における要塞建設の知識の重要性を指摘する²⁴。

この報告書の作者ルザージュは土木学校出身の技師であり、1770年代以降の土木学校においてデッサン重視の教育を主張した人物である。学校長兼首席土木技師ペロネJ.-R. Perronetや校長補シェジーA. Chézyよりも、学生の教育にかんしては実質的な責任者であったとみなされる彼は、この報告書において攻撃および防御という要塞の2つの目的を指摘し、当時刊行された要塞建設にかんする教程本を紹介する。土木技師に要塞建設の知識が要

求される理由として、ルザージュはシェルブール港計画を例にあげ、軍事用途も視野に含めるべき計画において土木技師に要塞建設についての素養が不足していたために、提案された建設計画の不完全さが露わになったと述べる。

この文書が執筆された1784年は、土木局が商用港工事に積極的に乗り出した時期であることを鑑みると、港湾建設の競争相手である工兵団に競り勝つためには、彼らが保有する要塞建設の技術を習得し、技術面にかんする外部批判を回避する必要性があったことは想像に難くない。特筆すべきは、ここにおいて「軍事施設の攻撃および防衛のために有効な武器の効果の研究」²⁵を奨励していることである。ルザージュは火器を用いる攻撃に対応しうる要塞を設計するために「あらゆる異なった破壊手段の方法や作業、効果を完璧に知る必要がある」²⁶と注意を促している。

とはいえ、土木技師は工兵団の技師が用いる建設技術を習得したいと思っているが、それは土木局の技術や評価を高めるためであり、工兵団との統合は視野に入っていない。土木技師ケネルQuesnelによる『土木技師の社団についての考察』では、「軍事技師はいかなる特別な考察も行つてはならず、土木技師は万事を熟考しなくてはならない。一方はただの政治家であり、他方は政治家であると同時に私人でもあり、非常に現実味のあるこの区分は2つの社団の間で重要な通過点である一つの境界を定めている」と述べている²⁷。ケネルは工兵団を分割して軍事機能と民生機能に委ねることも否定しているが、その理由として軍事技師は常に危険な任務に就くため輝かしい成果を得て、土木技師よりも上位にみなされるからだという。ここに双方の相容れない対立の原因の一つが隠されているといつてよいだろう。次章から土木局と工兵団の論戦を検証する。

3. ダルソン大佐文書と国民議会の討議

(1) 土木局局長ド・ラ・ミリエールの意見

土木局は旧体制下では財務総監の管轄下にあったが、革命勃発以降、競合關係にあった工兵団との「統合」が国民議会で発言されると、土木局側は総じて反対の意を表明する。財務監察官兼土木局局長ド・ラ・ミリエールCh. De La Millièreは1790年1月に『土木事業についての報告』と題する文書を刊行し²⁸、この中の1節「軍事技師との代替」²⁹において、土木局と工兵団の統合案への問題点を指摘する。また次節「ダルソン氏の要求への回答」³⁰では、工兵団の士官、ダルソン大佐Le Colonel D'Arçonが発表した文書にある海港工事にかんする箇所について反論する。

そこで「軍事技師との代替」節の内容をみると、ここにおいて開陳されたド・ラ・ミリエールの見解では、土木技師と軍事技師の統合は利点が少ないと断定される。土木局は旧体制では財務総監の管轄にあり、いわば文民行政府の一部である。このような文民権力と、陸軍省下

の工兵団が協力する場合に直面する問題点として、地方共同体との関係をあげる。市共同体が工事にかんして連隊に協力要請をするとき、工兵団はこの共同体に従属することになり、また地方議会に対しても従わねばならなくなるが、この点について陸軍側の行政機関はどのように対処するのか不明瞭である。加えて、中央勤務の軍事技師が地方の工事を担当するようになると、長期間その工事現場に係留されるが、これは軍事技師本来の任務を阻害するとド・ラ・ミリエールは予測する³¹。

そして「ダルソン氏の要求への回答」節では、彼はまずダルソン大佐は海港建設を工兵団に戻すことのみ提案しており、その理由として工事と要塞の関連性と、軍事技師が海港工事を担当することによって生じる経費節減を主張していると要約する。ド・ラ・ミリエールからみても、海港工事に要塞の知識が要求されることが多いことは事実であるが、人件費の節約にかんしては疑問を呈している。土木技師の人数が削減されたとしても、その空席は工兵団から補填されるので、工兵団の技師たちの安定した雇用確保にしかならないというのが彼の持論である。そしてル・アーヴルやサン・ジャン・ド・リュズ、ダンケルクの工事における支出過多についてはダルソン大佐が持ち出した数値の信憑性を疑い、費用の数値誤認を訴える³²。

(2) 6月5日の国民議会についての意見書

1790年6月5日の国民議会では、財務委員会のメンバーであるルブラン Lebrun 議員が土木局を単体で存続させる旨、発言する。ダンドレ d'André 議員はそれには同意しながらも土木局と工兵団の統合を提案する声があると指摘した³³。その後、この日の討論についての意見書において2社団の統合案について反論が述べられた³⁴。この文書でも県や市共同体の要求に工兵団が対応できるのかと疑問が投げられている。そして工兵団との統合にかんしては、ダルソン大佐は海港工事を工兵団に戻すことを提案しているが、これを理解しなかったある士官はより闘争的な姿勢をもって軍事委員会に報告書を提出した、と意見書の作者は、統合案のいきさつについて解説している。この「ある士官」とは、この意見書の作者は、その経緯と内容から『系統別百科全書』でド・ケラリオが言及した軍事委員会メンバーであるピュロー・ド・ピュジーであり、「報告書」とは「王立工兵団についての考察」³⁵だと考えていると想定される。土木技師が手がけた失敗例として、工兵団の士官はシェルブールやル・アーヴル、ダンケルクを挙げているが、土木局側からみれば、これらの工事は「海軍部局 le département de la marine や地方の司令官 commandats に、特にル・アーヴルとダンケルクについては、商人や国民議会のこの都市選出の議員に意見を聞いた」³⁶うえでのものだった。そして国境付近のあらゆる工事の監視を軍事技師が担当するという提案については、意見書の作者はその工事が関係する県に受容されるのか否定的である³⁷。

首席土木技師兼土木学校校長ペロネは土木技師ラマ

ンデ Lamandé にこの6月5日の国民議会についての意見書の写しを送り、ラマンデはペロネに土木局の維持について2つの集団の合併について意見を書き送った。彼は軍事技師と土木技師は教育段階では重複する点があると認めた上で、その知識を適用することは別の話であると考え。「土木技師に要塞や防御施設を託すことは、僅かな人数の軍事技師に水利工事や橋、運河、河川そして港湾工事を任せることと同じくらい、国家の富に有害であるように思われる。」³⁸と記す彼は、現場で活動する技師として、軍事技師と土木技師の棲み分けを継続させるよう切望している。

(3) ル・アーヴル港工事

ダルソン大佐への反論はこれだけではない。国立土木学校所蔵の無記名の手稿文書「文民力から軍事力への報告、あるいはダルソン大佐の報告書についての意見」³⁹は、ダルソン大佐による文書『軍事力について』⁴⁰への回答文書である。この「文民力から軍事力へ」には土木局が指導したル・アーヴル港工事への批判に対する反論が含まれており、ルーアン徴税管区の主任土木技師セサル Cessart の貢献により港湾の水門が完成したこと、費用面においても工兵団の管理官よりも格段に安価な出費で施工し、土木局に工事を懇願した商業界の信任を得たと述べている。

この「軍事力について」には添付文書としてランブラルディー Lambardie、スガンザン Sganzin、シュマン Chement が署名した、パリの新聞編集者宛書簡草案が存在する⁴¹。この3名の技師は当のル・アーヴル港工事担当者であり、ピュロー・ド・ピュジーが発表した文書「王立工兵団についての考察」における海港工事の説明への反論を行っている。ピュジーの文書は土木局が王立工兵団から港湾工事を篡奪したことがシェルブールやル・アーヴル、ダンケルク、ランダウでの失敗の原因だと示唆しているため⁴²、ランブラルディーらは海港工事、特にル・アーヴル港の事例について費用がかさんだことを土木技師のみの責任とはさせないよう、当地の商工会議所や市共同体、市民らの賛同を請う事態になることも計算している⁴³。

4. 海港工事と土木局

(1) ダンケルク港工事告発

フランドル地方の海港、ダンケルクは30年戦争においてスペイン軍のオランダ拠点として激しい攻防の要地となった結果、荒廃する。1713年のユトレヒト和約以来、港湾および都市部の復興は取り組まれていたものの、ダンケルク市内は「相続人不在」状態が続いていた。1783年のヴェルサイユ条約により英国とオランダの拘束から開放されると市側は1785年に旧都市部周辺の土地を譲渡する勅任状 lettres patentes を取り付け、本格的な復旧工事が開始された。加えて、同年から土木技師がダンケルク港工事に新規参入を果たす⁴⁴。とはいえ、工事の遅延のため商業界からは不満の声が上がっており、城砦側の河岸工事を担当した土木局の技師セサルは土地投機

が妨害されたからと反論して回らねばならなかった⁴⁵。

このようにダンケルク港工事は歴史的経緯をもつ要地でありながら、城砦建設や停泊地といった重要工事が遅延し、かつ王立工兵団と土木局という2社団が対立するという問題を抱えたまま、革命の勃発を迎えていた。折りしも1790年1月に刊行されたド・ラ・ミリエールの『土木局についての報告書』に所収の商用港工事についての項目が工兵団側を刺激し、ノール県議員ブシェット F. J. Bouchette による告発文書⁴⁶という形で両者の緊張関係が表面化する。

まず発端になったド・ラ・ミリエールの『土木局についての報告書』では商用港工事が土木局に委託されるようになった歴史的経緯が述べられ、ついで商用港工事のための基金、ダンケルクヤル・アーヴルを初めとする主要港湾工事の概要が記される。

ド・ラ・ミリエールによると、ダンケルク港工事は停泊地の浚渫、港の拡大と河岸延長、そして水門建設の3つに重点が置かれた。そのうち最初に手がけられたのが入港に必要な水門施設、特にベルグの水門再建であった。これは約1年で竣工し、残る2つの工事も同時期に取り組まれて、停泊地にたまった泥の除去は完了しており、河岸壁と水門再建は工事中だがほぼ完成している。港拡張工事は3年前から始まっているが、城砦側の河岸壁は進行中である。しかし工事の命令はダンケルク市民によって反対されており、城砦側ではなく都市側からの着工を要求されている。とはいえこの工事のために遵守されている工事方法は1785年に海軍大臣と財務大臣(財務総監)によって定められている。工事費用にかんしては、現在まで約160万リーヴルが支出されており、継続にはさらに110万リーヴルかかると考えられているが、ド・ラ・ミリエールはこの計算根拠に疑問をもっている⁴⁷。

ブシェット議員はこの内容が土木局に利益をもたらす目的で書かれた、一方的な情報しか提供していないと申し立てた。彼は土木局がベルグの水門を再建したとするド・ラ・ミリエールの記述は誤りと指摘する。ブシェットによるとこの水門は1758年に工兵団の士官が既に再建を完成させており、それは現時点でも健在だという。さらに彼は1783年の条約後にベルグ住民が北海への自由航行を求めて要請した工事がダンケルク港工事のために却下された件を挙げて、ベルグ住民にとって利益のない工事が優先的に着工されたと訴える。また停泊地の補修や港の拡張、河岸延長にかんしてもブシェットは土木局が3年前からではなく、5年前から開始しているにもかかわらず、停泊地にたまった泥の除去と城砦側の河岸壁建設しか着工されておらず、全体の3分の1の工事に160万リーヴルを土木局は費やしていると述べている。

このように遅延している上に出費がかさんでいる工事であるが、ダンケルク住民は城砦側ではなく都市域側の工事を優先するよう要請している。そのうえ、土木局が施工した防水堰は波の水圧で破壊されるために土木局局長は「1万9千個の根太をもつ防水堰」un batardeau en

charpente, où il est entré 19,000 solives を構想しているという⁴⁸。浚渫費用もすでに780万リーヴルかかっており、ダンケルク市民が承認している500万リーヴルを超過している。この浚渫問題については続きがあり、城砦用地内に侵入する泥を除去するためにベルグの運河を通行して泥を廃棄することにしたが、労働者は運河の堤防にではなく運河内にそれを投棄してしまう。川底は浅くなり、デンマーク船と土地所有者の間で通行料徴収をめぐるトラブルに発展する。この際、地方長官がベルグの士官に有利な決定を下したため、運河管理官の優位が明らかになり、これに土木技師は不満をもって大麦輸送のベルグ船の通行を妨害した⁴⁹。

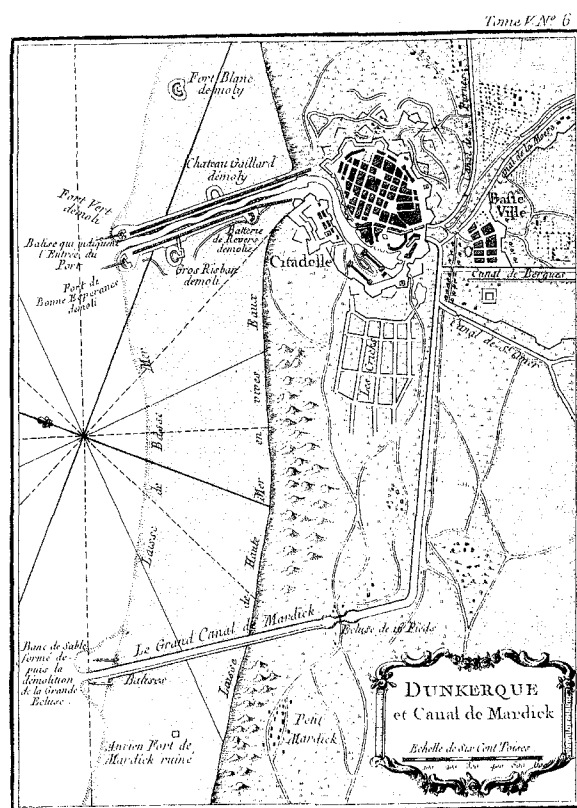


図-1 ダンケルク港周辺地図

Source : Jacques-Nicolas Bellins, Petit atlas maritime des costes de France et des places maritimes sur l'Océan et sur la Méditerranée, Douarnenez : Le Chasse-Marée/Armen, 1999 (édition originale : 1764)

ブシェットはダンケルク港工事における土木局の活動について以下4点を挙げる。

- ①土木技師はダンケルクで多額の費用をかけながら不要な工事しか実施していない。必要な工事は後回しにし、工期延長を目論んでいると考えられる。
- ②土木技師は海への自由通行を妨害し、堤防を荒廃させ、運河を埋めることで近隣住民に苦痛を与えている。
- ③ダンケルクで土木技師が行ったことは職能組合 corporation の精神が認められる。
- ④土木局は海港工事を工兵団から篡奪したが、これは工兵団が担当すべきであり、彼らは海港工事から遠ざけねばならない。

ブシェットの目的は土木局の海港工事撤退であることは明白であるが、彼が工兵団側の論客になる理由は実は不明瞭なままである。彼は職能組合も含まれる特権廃止をめざす革命政府の方針に土木局が抵触するとの見解も示しているが、それは土木局が港湾工事を不当に占拠しているという解釈から導かれたと考えてよいだろう。彼はダンケルク港工事にかんして自説に有利な情報を選択して提供したとも考えられるからである。次節ではド・ラ・ミリエールの対応を検証する。

(2)ド・ラ・ミリエールの反論

1790年9月、ド・ラ・ミリエールは「ノール県議員ブシェット氏による、ダンケルク港工事の告発への回答」

(以下、「ダンケルク港工事告発への回答」と略記)を所収する『土木行政についてのド・ラ・ミリエール氏の報告書補遺、あるいはこの報告書の刊行以降に著された、それにかんする2文書への回答』(以下、『補遺』と略記)を発表した⁵⁰。なお、この『補遺』は「ダンケルク港工事告発への回答」と「農業および商業に関連する公共事業の指導と総合行政機関の施設についての報告書への回答」の2部構成であり、後者には参考資料として「セヌ・アンフェリユール県参事会の行政官から財務委員会への文書の写し」が添付されている⁵¹。ド・ラ・ミリエールはノール県議員ブシェットの告発にどのような対応をしたのだろうか。

まずド・ラ・ミリエールは土木技師批判の背景にはダンケルクとベルグの2都市間の競合関係があると指摘する。彼によれば、この告発の作者(ブシェット議員)はベルグの住民であるが、このベルグとダンケルクの2都市は18世紀に入ってから海洋商業の利益をめぐる論争状態にあった。ダンケルク港工事開始にあたっては当時の財務総監カロンヌ Calonne がダンケルク住民に特別の考慮を与えていたと告発者はみなしており、このためベルグ住民にとってダンケルク港工事は対抗者の利益と理解され、妨害の対象になったのも故なきことと土木局長は考えた⁵²。土木技師にとって悪いことに、港湾工事は土木局が担当した一方で、港に接続する運河の水門管理は王立工兵団に委託されたままであったため、水門管理をめぐる土木局の主任技師が水門の南京錠の鍵を所有したことに対する不満が申し立てられた⁵³。この問題は陸軍大臣が土木技師を叱責する事態に発展したが、土木技師は反対に水運交通にかんする新たな規則の制定を設ける発案を行った。この1788年8月1日の王令 *ordonnance* は、ベルグの大商人らによって攻撃されたが⁵⁴、彼らはダンケルク住民と王令を提案した土木技師を特に非難したとド・ラ・ミリエールは説明する。「土木技師に対する告発は主にベルグとダンケルクの都市の競争心によって引き起こされたもの」⁵⁵であり、「主任技師はこの2つの都市の議論の間で必要な役割を演じていることが分かっており、彼に対してベルグの住民の敵意が発生した」⁵⁶と彼は主張した。

(3)セヌ・アンフェリユール県参事会の書簡

ダンケルク港工事における土木局と王立工兵団の拮抗は他の海港でもみられるものだったのだろうか。「ダンケルク港工事告発への回答」とともに『補遺』に収められた、セヌ・アンフェリユール県参事会の書簡をみてみよう⁵⁷。

この書簡を作成したセヌ・アンフェリユール県はル・アーヴル港をはじめ海港5港、河口港1港を擁しており、海港工事の運営は県当局にとって重要課題であった。1762年までは王立工兵団が海港工事を担当していたが、以降はフェコン、サン・ヴァルリー、ディエップ、トレポールの各港にかんしては土木局が担当するようになった。ル・アーヴルに土木技師がかかわるのは1776年からであるが、それは当地の商人らの要請によるものである。同県参事会メンバーは土木局を支持する理由として、経費節約、施工の完璧さ、商業優先、そして行政機関における一貫性の4点を挙げている。その内容を以下に示す；

i)経費節約について：公共事業における費用節約には技師の訓練や経験による企画立案の技術と、技師の経験や監督である行政官と関係がある施工見積もりという2つの側面があると県参事会は考えている。この条件にかんしては土木学校とメジエールの工兵学校の教育は同等とみなされているが、要塞攻撃や防御を目的とする軍事技師 *Ingénieurs militaires* よりも、建設にかかわる全般的な訓練を受けた土木技師 *Ingénieurs des Ponts et Chaussées* の方が、公共事業の実践においては訓練されていると判断される。さらに、「土木技師は県や郡の議会の行政府 *l'administration des assemblées de Département & de District* の下にある；行政府はそれゆえに土木技師らの失敗をその都度指摘し、彼らに毎日要求される会計報告において修正することができる、直接の監督者である。」⁵⁸とみる一方で、軍事技師に対しては、工兵団の士官は県から独立しているため行政社団 *corps administratifs* による監視は容易ではないと考えられる⁵⁹。

ii)工事の完璧さについて：県参事会は、軍事建設に関しては工兵団の士官の方が明らかに土木技師よりも才能があると認めた上で、土木技師の海港建設における実績を列挙した。防波堤や水門の施工などは土木技師と共同体 *Municipalité* や航海士 *navigateurs*、商人 *commerce* の管理下で遂行された。

iii)商業利益について：海洋戦争を目的としないすべての海港は商用である。1776年までル・アーヴル港は要塞部局 *département des fortification* の管轄であったが、当地の商人出身議員ら *les Députés du commerce* が財務部局 *département des finances* の担当になるよう要請し、土木技師に港湾工事を委託するようになった。商用港では商業が優先されなくてはならないため、商業利益のためには港湾が常時監視され、維持されることが要求される。しかし「工兵団の士官は主な受け持ちとしていつも要塞をみており、彼らはすべての工事がそこに帰結するよう求めている。それゆえに彼らは港湾を建設し、要塞化して、

要塞を原則として港湾はそれに付随するものとみなして」⁶⁰いる。また戦時中、港湾は放置されて工事指導者は不在であり、施工途中の工事は未満のまま中断された。このため、商業利益の観点から、土木技師に港湾監督を任せることに同意する。

iv) 行政府内の統合について：国民議会は県会 *assemblées de Département* に商用港工事を委託する計画があるようだが、そうであるならば県会にこれらの工事の代理人 *les agents* を決定する権利が与えられると考えられる。しかし「もしこれらの代理人が工兵団の士官であるならば、県はそれゆえに軍の社団 *un corps militaire* に指示を与える」⁶¹ことになり、この矛盾を回避し、港湾工事を軍事技師に委託しようとして国民議会は県会に指示する権利を与えないのならば、海港工事は財務省 *département de la finance* か陸軍省 *celui de la guerre*、あるいは海軍省 *celui de la marine* に任せなくてはならず、もし財務省が港湾工事を統括することになれば工兵団の士官は財務総監 *Contrôleur général* の命令に従うという奇妙な事態に陥る。同様に海軍省が統括すれば海軍大臣 *Ministre de la marine* が陸上の小隊に命令し、陸軍省が港湾を管理すれば陸軍大臣 *Ministre de la guerre* は商業も管理することになる。このように行政府の支持系統において混乱が生じ、「商人らが助成や違約金、あるいは港湾の補修工事を要求するときに県や財務大臣 *Ministre de la finance*、陸軍大臣に交互に問い合わせなくてはならなくなり」⁶²、商人らには極めて不都合になる。一方で行政議会 *assemblées administratives* に港湾工事を委託すると港湾管理を財務大臣の管理下にある土木技師に任せるため、港湾の商業優先が保証される⁶³。最終的には、行政機関の統合を混乱させずに民生技師への監視が海港工事にも実行可能になる。

以上の4項目におよぶ土木局支持理由をみると、セーヌ・アンフェリュール県の行政官らは土木技師の土木工事管理技術について評価し、信頼を寄せていることが分かる。その一方で1番目の項目では土木技師との事業運営における地方当局の監視を明言しているように、特に工事費用の会計報告をチェックし、監査する役割を自任する考えを示した。さらに第4項目で工兵団が県の工事に介入することから発生する指示系統の混乱を想定するなど、現場の事業運営の問題点を明確にした点に、地方当局の公共事業運営に対する姿勢を看取できよう。最後に県参事会は土木行政にかんする6項目の考察を国民議会議に提示する。その内容は次の通りである；

- ① 民生工事 *travaux civils* と軍事工事 *travaux militaires* の区別を確定する。
- ② この2つの分野の工事を技師の2つのクラスに担当させ、両者の競争による建設技術の完成を促進する。
- ③ 幹線道路、村道、運河、橋、小さい橋、商用港の管理や委託にかんすることを民生技師 *ingénieur civil* の担当とする。
- ④ (土木事業の) 行政中央機関を設立し、全県が連絡を

とりあって全ての工事計画を土木議会 *Assemblée des Ponts et Chaussées*⁶⁴で審議するようにする。1県で企画された工事がその県だけでなく、最大の公益を生むようにするためである。

⑤ 行政府に県の技師の選択を任せる。

⑥ 県あるいは郡の参事会に技師の罷免を要求する権利を与える。罷免された技師が他県で雇用される権利は妨害されないこととする⁶⁵。

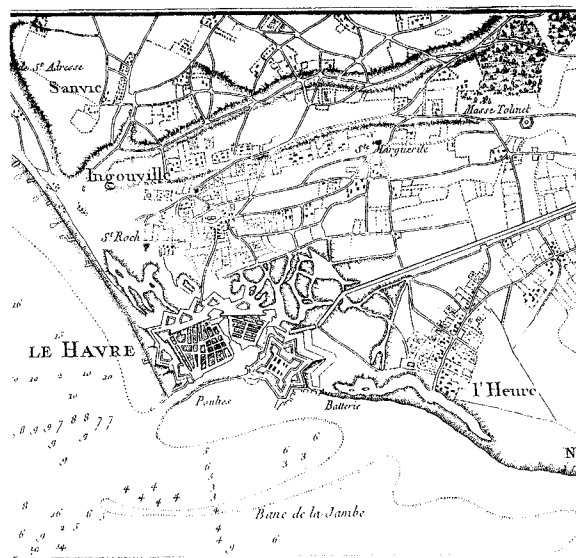


図-2 ル・アーヴル港都市図(部分)

Source : Jacques-Nicolas Bellins, *Petit atlas maritime des costes de France et des places maritimes sur l'Océan et sur la Méditerranée*, Douarnenez : Le Chasse-Marée/Armen, 1999 (édition originale : 1764)

先に挙げた土木局指示理由とこの考察を併せると、県当局はすでに会計面における主導権を掌握した上で、技師の選択および罷免権も獲得し、公共事業運営の技術面以外の実権を要求していると考えられる。港湾における商業活動の円滑化のためには、協力者として選択されるべきは土木技師であり、それは軍事技師よりも技術力があるというよりも、地方行政府として管理しやすい集団と判断されたからであることは否定できない。要塞建設に全てを収束させる軍事技師はその背後にある陸軍大臣ともども、大商人の商業利益を考慮した工事計画を行わない以上、海港都市を抱えた県の参事会は土木局支持を掲げないわけにはいかなかったのである。また土木局としても工兵団との統合に反対する地方当局は公共事業運営において有力な後見人と映ったはずである。

5. 国民議会における工兵団擁護

(1) 1790年11月4日の議会議

第3章、第4章を通して海港工事をめぐる工兵団と土木局の攻防や、地方当局による土木局支持について検討してきた。既に第3章第2節では1790年6月5日の国民議会で言及された土木局と工兵団の統合案とその反響についてとりあげたが、その後の国民議会では、この2技師団の組織改編について新たな方向性が打ち出されたの

だろうか。

1790年11月4日の議会では、トゥーロンジャン E.-F. vicomte de Toulangeon が職能組合の弊害を理由に、土木工事の監督を軍事技師に委託する提案をする。彼によると、土木工事の管理は県の行政当局が行い、橋や道路、運河などは工兵団の技師に委託され、工事計画の詳細については県参事会が選出した技芸家 *gens de l'art* に任せられることになる⁶⁶。請負業者レベルの業務は職人に任せて、工事監督や指導を工兵団の士官に担当させ、全体の管理は県参事会が行うというが、これは土木技師の排除に他ならない。土木局に所属しない技芸家を活用するという計画であるが、この技芸家の管理問題や計画作成の方法に关する具体的な説明には至っていない。

一方、セラン A.-S.-F.-M. comte de Sérent は土木技師と軍事技師の教育や知識には共通点が多いとしながらも、現実の建設活動にあたっては相違点を見逃ごせないとした⁶⁷。この他に、印刷物の形で公表された議員エル F.-A.-J. de Hell の意見では、土木事業の中央当局を農業・商業委員会、工兵団、土木局、農業協会、建築アカデミーの各分野から選出する、いわば折衷案が提示された⁶⁸。議事録の発言内容からみる限りでは、エルは技師団統合というよりも職能組合の廃止をめざすル・シャブリエ法成立（1791年6月）を睨んでの提案をしたと解釈できる。職能組合廃止の一環として、旧来の社団を解体して、土木事業の運営に農業委員会から建築アカデミーに及ぶ、多彩なメンバーを加えようとしたのであろう。この一方で、トゥーロンジャンの発言は職能組合の弊害排除という理由で土木局と工兵団を代替させるものであり、社団組織の解体というには矛盾が指摘されよう。このような発言は、以後の国民議会の議論に指針を与えたのだろうか。

(2) 同年 12 月 14 日の議会

この日に発言した工兵団の士官、ビュロー・ド・ピュジーは、ランブラルディらがパリの新聞編集者に宛てた書簡において不正確な資料を国民議会に提供したと非難した人物である。彼は、海港工事はすべて軍事基地でもあり、工兵団による工事の監視および指導が必要だと明言する⁶⁹。しかし現実には港によって商業優先または軍事優先に使い分けた方がよいと考えられるため、シェルブールやダンケルクが軍事優先の港として挙げられた。そして彼は軍事技師の土木技師に対する優越や要塞建設技術の特殊性は主張しながらも、あらゆる港湾が軍事技師に委託されることが議会での同意を得られないのであれば、軍用港または商用港の区別を明確にし、それぞれ工兵団または土木局に委託するとの考えを示した。

しかしながら国境地帯の県に关しては運河開設、橋の建設あるいは配置、湿地あるいは池の干拓などは国境地帯の防衛システムに重要な要素であるとし、この士官は要塞を中心とする建設活動を推進する考えを示した。彼は続けて、「総視察官と要塞の管理官に、彼らが担当する県内で施工されねばならない公共工事の建設計画の知識」を「彼らが陸軍省へ報告できるようにするた

め、彼らが国家防衛に従事し、あるいはそれに損害を与えることを知らせるため、農業や商業の必要性をもって調整することが可能な変更を提案させるため、そしてこれらの工事が、その施工が適切な計画にかなっているかどうか検討する権限を与えるため」⁷⁰に要請する。

さらに運河や河川整備の工事についても、工兵団が担当することを彼は要請し、財務委員会のデクレ案に4項目の追加条項を提案した。それによると、「国境を持つ県においては、道路、運河、橋、防波堤、堤防、港湾、その他の公共工事のすべての建設計画は、上記県の要塞管理官に送付される。要塞管理官は、国家防衛と農業や商業の利益を両立させるために、陸軍大臣に情報を与える」⁷¹とされ、陸軍大臣と財務大臣の権限が重複することになる。さらに、国境に接する県に限定されるが、干拓や水運交通の工事は工兵団の士官が指導すること、そして港湾工事にかんしてはまず港を軍用港と商用港に分類し、それぞれ工兵団と土木局が分担して管理にあたる、とされた⁷²。

ビュロー・ド・ピュジーの提案は、同年6月の時点で問題にされた2技師団の統合を、技師組織の改編ではなく、活動のコンテンツごとに工兵団と土木局に振り分けることで、具体性をもたせている。ここで工兵団に割り当てられる工事は軍事上の重要地点、つまり国境付近の港湾や道路、運河であり、この工事の指導は軍事技師の要塞管理官にあてがわれる。これまでの議論では個別の土木事業は土木局の主任土木技師、常勤技師と県および郡の参事会に委ねられることになっていたが、そこに例外を設けるのである。そして公共工事の情報を掌握するのは、財務大臣ではなく、陸軍大臣である。国土整備事業に産業・経済の管理運営よりも軍事的効果を期待する、工兵団の意図を指摘できよう。

このビュロー・ド・ピュジーの提案は、翌1791年1月19日の法令の第1編第6条にみられるように、国境地帯の工事にかんしては採用されたが、要塞管理官を土木行政に参加させるには至らなかった⁷³。この理由として、第2章第1節で示したド・ラ・ミリエールの意見や第3章第3節のセーヌ・アンフェリユール県参事会の考察で検証したように、軍事技師を公共事業に雇用することで発生する、中央行政府における指示系統の混乱や軍事建設事業の遅延が警戒されたことが考えられる。この法令布告後、港湾を擁する県の土木行政がどのように運営されたのかはさらなる史料の検討を要するため、今後の課題としたい。

6. 結びにかえて

以上、1789年から1790年にかけて議論された土木局と工兵団の統合問題について、国立土木学校に所蔵されていた工兵団のダルソン大佐の文書や国立図書館所蔵のノール県議員ブシェットの告発書、国民議会議事録に再録された工兵団の士官ビュロー・ド・ピュジーの発言に土木局局長ド・ラ・ミリエールの報告書やセーヌ・アン

フェリユール県参事会の書簡を対応させてその内容を検証した。この結果、軍事技師の目的は1790年前後の段階では海港建設にかんする権能を土木局から奪回することにあったこと、そして1791年1月19日付の土木局関連法案においては国境地帯の建設事業に限定してではあるが、工兵団の関与が認められたことが明らかになった。そして2つの技師団の「統合」は、筆者が現在史料において確認した限りでは、第3章第2節で1790年6月5日の意見書の作者が示唆するように、1789年に刊行されたダルソン大佐の文書と、それに続くピュロー・ド・ピュジーの報告によって牽引されたものと考えられる。しかし、それも社団の解体と再編というよりは、海港工事の主導権をめぐる論戦へと進展した。その理由として、工兵団の士官らにとっては、社団組織の整備として率先されるべきは砲兵団との関係であり、土木局に対しては「統合」のメリットよりも政治的な問題というデメリットの方が明らかになったからではないだろうか。

本稿では統合問題については入手できた史料に限界があり、また議論が抽象化するため、実際に施工中の海港問題をめぐる言説の方が印象が強くなったことは否定できない。一連の議論において問題になったのは、ダンケルクやル・アーヴルといった北部沿岸の国防上重視された海港の扱いである。特にダンケルク海港にかんしてノール県議員ブシェットが起こした告発のように、大規模な海港は商業上の利権がからむため、大商人が国民議会議員を通して圧力をかけた例もある。加えて、土木工事は旧体制期から財務総監の管轄であったところへ、技師団が統合されて陸軍省所属の工兵団が加わる場合に予想される行政当局の混乱が、土木技師側だけでなく県参事会から指摘されたことも重要である。県当局にとって、土木事業は、旧体制期の地方長官、土木技師の体制で実施することで管轄区内の経済政策に寄与したとの認識があり、この県参事会の意見は土木局が公共事業運営において獲得した信用の、一つの根拠となろう。

その後、土木局と工兵団の統合案は、1792年4月に始まる対外戦争の進展に巻き込まれる形で再燃する。国民公会は翌93年2月にオランダ共和国とイギリスにも宣戦布告し、同月24日には30万人の徴兵を決定する。「祖国の危機」に対処するために、この時期に成立した派遣議員制度が地方における軍隊の人員徴募に活躍したことを鑑みると⁷⁴、土木学校の学生を軍事建設に従事させる1793年3月9日のデクレは、土木学校に対して公共建設活動に限定せず、国家に貢献する人材の育成を要請したものと位置づけられる。このデクレが発された経緯やその成果を検証することは本稿では紙幅を許さないが、1794年の中央公共事業学校設立にいたる議論と合わせて考察すると、技師の職能に対する意識の変化が読み取れる。技師を従来のそれぞれの社団内のヒエラルキーにおける評価から、科学的知識を共有する技術官僚としての資質を技師に要求するようになったとの指摘があり⁷⁵、技師団の統合はその組織形態からではなく、教

育方式を通して進展したといえよう。

土木局は社団国家の解体をめざした1791年体制においては存続したが、土木学校は一旦休校したのち、1796年に理工科学校の応用学校 *école d'application* の一つとして再開する。ナポレオンが即位した後、共和暦12年ブリュクテール7日(1804年8月25日)のデクレで、土木局の人員構成や技師の任務が改定されたが、軍事海港工事について土木局は依然としてその権能を保持している⁷⁶。1791年1月19日の法令で定められた、国境県での工兵団と土木局の「混成議会」や港湾建設がこの1804年のデクレまでの間、どのように運営され、それは県当局とどのような関係をもったのか、この問題については稿を改めて論じることとする。

¹ 用語について。本稿においては技師組織の固有名詞を訳すにあたり、陸軍大臣管轄下にある軍事専門の技師集団の *corps* は「団」、財務総監(旧体制期)または内務大臣(革命期以降)の管轄下に置かれた民生用途の技師集団は「局」としている。19世紀前半の土木技師の経済思想を扱った栗田啓子氏は *Corps des Ponts et Chaussées* に「土木公団」の訳語を使用しているが(栗田啓子『エンジニア・エコノミスト—フランス公共経済学の成立』東京、東京大学出版会、1992年)、本稿ではナポレオン期の改編以前の土木事業を扱うこともあり、旧体制期の運営基盤が残存した革命初期の土木技師組織として「土木局」の訳語を用いた。なお、軍事・民生にかかわらず広く技師の組織を指す場合は「技師団」と表記することとした。

² 最も早く設立されたのは1720年の砲兵学校である。次いで1747年の土木学校、1748年にメジエールの工兵学校であった。

³ 工兵学校や士官学校は殆どの生徒の出自が貴族であり、革命前夜から貴族の国外逃亡増加により衰退した。Antoine Picon, *L'invention de l'ingénieur moderne. L'École des Ponts et Chaussées 1747-1851*, Paris, Presses de l'école nationale des ponts et chaussées, 1992, pp.96-103. 旧体制末期から革命期にかけての工兵団およびメジエールの工兵学校については以下を参照。Roger Chartier, « Un recrutement acolaire au XVIII^e siècle : l'École royale du Génie de Mézière », in *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, n° 20, 1973, pp.353-375 ; Anne Blanchard, « Le corps des ingénieurs du génie, évolution et mission, 1715-1789 », in André Corvisier (dir.), *Histoire militaire de la France*, Paris, Presses universitaires de France, 1992, tome II, pp.129-149. 砲兵団や海事技師なども含めた技師にかんする歴史研究のうち、近刊を挙げると Patrice Bret, *L'État, l'armée, la science. L'invention de la recherche publique en France (1763-1830)*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2002.

⁴ 特に砲兵技師は、火器製造や砲弾の性能向上により戦場での地位がめざましく変化した、制度としては不安定な状況が18世紀半ばから続いていた。1755年12月8日の王令 *ordonnance* によって砲兵技師は工兵団に統合されたが、1758年5月5日の王令により砲兵団は独立する。P. Bret, *op.cit.*, pp.45-51.

⁵ 1776年12月31日の王令公布によってフランスの技師は「王の技師」*ingénieurs ordinaires du roi* との資格を付与されたが、それ以前は明確な位置づけがなされていなかった。H. Vérin, *op.cit.*, p.32.

⁶ *Pierres de mer : Le patrimoine immobilier de la Marine Nationale*, Paris, Addim, 1996, pp.25-26 ; A. Picon, *op.cit.*, 1992, pp.211-213.

⁷ 拙稿「フランス革命初期の土木局再編にかんする研究」(『土木史研究論文集』第23巻2004年所収)25ページ参照。なお、ピコンは「ダンドレが工兵団と土木局の統合を要請した」とみなし(A. Picon, *op.cit.*, 1992, p.249)、拙稿においても「ダンドレ議員が提案した土木局と工兵団の統合にかんしては」と述べたが(25ページ)、これは国民議会議事録(*Archives parlementaires. Recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises*, 1^{re} série 1787-1799, éd. J. MAVIDAL, E. LAURENT, Paris, P. Dupont, 1867-1896 : 以下、A.P.と略記)の記述に即するならば「ダンドレ議員が示唆した」とする方が正しい(*Ibid.*, tome XVI, p.112)。この場を借りて訂正することにご海容願いたい。

⁸ 理工科学校設立にかんする公安委員会での議論、教育計画については中村征樹氏が以下の論文にて詳説している。中村征樹「フランス革命期における社会的国家構造の解体—エコール・ポリテクニクの設立と技師養成機構の転換—」『日仏教育学会年報』第4号（1998年）52—67ページ。

⁹ 「デクレ」décretとは1791年憲法では、議会で採決された法規範を指す。デクレが「法令」loiになるには国王の裁可が必要であるが、特定の事項について可決された条文は、直ちに法律となった。Maurice Duverger, *Les constitutions de la France*, Paris, Presses Universitaires de France, 1944, 時本義昭訳『フランス憲法史』東京、みすず書房、1995年、197ページ参照。

¹⁰ 前掲拙稿参照。

¹¹ 土木技師を扱う主な研究として J. F. Chenet, Y. Chicoteau, P. Madec, J. Michel, B. Patalin, A. Picon, et C. Vie, *Raison—Projet—Représentation*, Paris, Ministère de l'urbanisme et du logement direction de l'architecture, 1980-1983; Jean Petot, *Histoire de l'administration des Ponts et Chaussées 1599-1815*, Paris, M. Rivières, 1958; Antoine Picon, *Architectes et ingénieurs au siècle des Lumières*, Marseille, Parenthèses, 1988; Id., “Les ingénieurs et l'idéal analytique à la fin du XVIII^e siècle”, in *Sciences et techniques en perspective*, vol.13, 1987-1988, pp.70-108; Id., *op.cit.*, 1992; E.-J.-M. Vignon, *Études historiques sur l'administration des voies publiques en France aux XVI^e et XVII^e siècles*, Paris, Dunod, 4 vol., 1862-1880; 革命期の技師教育にかんしては Bruno Belhoste, Antoine Picon, Joël Sakarovich, “Les exercices dans les écoles d'ingénieurs sous l'Ancien Régime et la Révolution”, in *Histoire de l'éducation*, n° 46, 1990, pp.58-109. 工兵団その他の軍事技師については主として Hélène Verin, *La gloire des ingénieurs. L'intelligence technique du XVI^e au XVIII^e siècle*, Paris, Albin Michel, 1993; Patrice Bret, *op.cit.*; Ken Alder, *Engineering the Revolution: Arms and Enlightenment in France, 1763-1815*, Princeton, Princeton University Press, 1997; Bruno Belhoste, “Du dessin d'ingénieur à la géométrie descriptive. L'enseignement de Chastillon à l'École royale du génie de Mézières”, in *Extensio*, no.13, 1990, pp.103-135.

¹² なお、パリの国立文書館 Archives Nationales 所蔵の史料は A.N. の略表記に史料番号を付す。国立文書館では、F⁴ の系列 série に公共事業の史料がまとめられており、革命期の土木局にかんしては特に F⁴ 11052, 11053 の史料が参考となる。国立土木学校 École Nationale des Ponts et Chaussées 所蔵史料については ENPC の略表記に史料番号を付すこととし、国立図書館 Bibliothèque nationale de France 所蔵史料は BNF の略表記に同様に史料番号をつけて表記している。

¹³ *Archives parlementaires. Recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises*, 1^{re} série 1787-1799, éd. J. MAVIDAL, E. LAURENT, Paris, P. Dupont, 1867-1896.

¹⁴ H. Verin, *op.cit.*, p.31.

¹⁵ A. Furetière, *Dictionnaire universel*, éd., 1727.

¹⁶ Denis Diderot et Jean le Rond D'Alembert (dir.), *Encyclopédie ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de gens de lettres*, Paris, Briasson, 1751-1772. 以下、*Encyclopédie* と略記。

¹⁷ *Encyclopédie méthodique, ou par ordre de matières, par une société de gens de lettres, de savans et d'artistes*, Paris, Chez Panckoucke, Liège, C. Plomteux, 1782-1832. 以下、*Encyclopédie méthodique* と略記。

¹⁸ なおこの3分類は「建築」項目における軍事建築、海洋建築、市民建築の3分類に準じている。執筆者は数学者ル・ブロン Le Blond である。*Encyclopédie*, tome VIII, pp.741-743.

¹⁹ 絶対王政期の官僚機構には保有官僚 officier と親任官僚 commissaire の2タイプがある。保有官僚は国王から官職を終身のものとして授与される。この保有官職は社会的地位であり、特権や収入を伴うので売買や相続の対象になっていた。親任官僚は、王の任命状によって職務や期間を限定して委任されるものであり、特権団体化して王の命令を遂行する執行者として機能しなくなった保有官僚対策として導入された。土木技師が建設事業を行う際の同僚となったのは、親任官僚である地方長官と、保有官僚であるその部下の地方長官補 subdéléguée である。服部春彦「アンシャン・レジームの経済と社会」（柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史2』東京、山川出版社、1996年所収）3—67頁、千葉治男「フランス絶対王政の官僚機構」（『岩波講座 世界歴史 15』東京、岩波書店、1969年所収）242—269頁参照。軍隊制度にかんしては、当時の

軍隊は士官ポストの売官職化や兵士徴募の請負制による連隊長と地方の有力貴族の癒着が指摘されるなど、王からの独立性が問題視されていた。陸軍卿ル・テリエとルーヴォワ父子は1643年から軍隊改革を開始し、王が直接任命する士官職の増設、勤務年数、能力、功績を考査した士官の昇進制度の導入を打ち出した。絶対王政期の軍隊制度については特に佐々木真「フランス絶対王政期における軍隊行政—17世紀の軍政監察官と地方長官を中心に—」『歴史学研究』第650号（1993年10月）1—16ページを参照。

²⁰ ingénieur civil を「民生技師」と表記したが、ここでは軍事技師と活動内容を区別する上でのものである。なお、1863年刊行のリトレの辞典では、ingénieur civil を理工科学校以外の国立工芸学校などの出身、または民間で働く技師と説明しており、栗田はこれを「民間のエンジニア」としている。栗田前掲書 14ページ参照。

²¹ ヴェランはこの2分類から、土木局が工兵団と同等に扱われていると解釈している。H. Verin, *op.cit.*, p.35. またカンシーは民生技師は土木局に所属すると明記しており、これは土木局に所属する技師の総称が「土木技師」であるとの認識だと考えた。

²² *Encyclopédie méthodique, Art Militaire*, tome IV, 1797, pp.704-711.

²³ “Mémoire sur l'utilité de l'Étude de la fortification dans l'École des Ponts et Chaussées et Projet d'un Plan d'Instruction sur cette partie”, le 2 août 1784, ENPC. MS2432(1).

²⁴ *Ibid.* シェルブール港工事は土木技師セサル考案の円錐による停泊地建設で脚光を浴びたものの、莫大な出費を抱えて結局この計画は1789年に頓挫した。A. Picon, *op.cit.*, 1992, p.212; E.G.-M. Vignon, *op.cit.*, Paris, Dunod, 1862-1880, tome 2, pp.202-203; 高橋暁生「ルイ十六世のノルマンディ行幸(1786年)一期待された国王肖像」、宮崎陽弘編『続・ヨーロッパ世界と旅』東京、法政大学出版局、2001年所収、240—276頁。

²⁵ “Mémoire sur l'utilité de l'Étude de la fortification...”

²⁶ *Ibid.*

²⁷ Quesnel, *Observations sur le corps des ingénieurs des ponts et chaussées*, Lisieux, L'Imp. De F.B. Mistral, 1791, BNF LF142-29, p.6.

²⁸ *Mémoire sur le département des Ponts et Chaussées, par M. de la Millière*, Paris, L'Imprimerie royale, janvier 1790. この『土木事業についての報告』は何ヶ月も前から作成されたものの彼自身は発表をためらっていたが、国民議会からの土木局にかんする情報提供の要請に応じて公開した、と著者は前書きで述べている。

²⁹ “Remplacement par les ingénieurs militaires”, in *Ibid.*, pp.107-110.

³⁰ “Réponse à la demande de M. d'Arçon”, in *Ibid.*, pp.110-116. なお、筆者はここでド・ラ・ミリエールが取り上げているダルソン大佐の文書について未確認であるが、彼が要請する海港工事の工兵団返還がド・ラ・ミリエールとはじめとする土木局側の反発を招いたものと考えられる。

³¹ *Ibid.*, p.108.

³² *Ibid.*, p.115.

³³ A.P., tome XVI, p.112.

³⁴ “Observations sur les questions relatives au département des Ponts et Chaussées qui ont été discuté à la séance de l'Assemblée Nationale du 5 juin 1790, et ajournées à la fin du travail général du Comité des finances”, A.N. F⁴ 11052. 無記名のこの文書の内容はさきのド・ラ・ミリエールの意見と酷似しており、土木局側の人物の手によるものと考えられる。

³⁵ Jean-Xavier Bureaux de Pusy, *Considérations sur le corps royal du génie*, Paris, L'Imprimerie nationale, 1790, BNF NUMM.43986.

³⁶ “Observations sur les questions relatives au département des Ponts et Chaussées qui ont été discuté à la séance de l'Assemblée Nationale du 5 juin 1790, ...” p.4.

³⁷ *Ibid.*, p.5.

³⁸ Lettre de Lamandé à Perronet, le 7 août 1790. ENPC. MS1835.

³⁹ “Rapport de la force civile à la force militaire ou observations sur le Mémoire de Colonel d'Arçon”, 1790, ENPC. MS3056.

⁴⁰ Le Colonel d'Arçon, *De la force militaire*, Strasbourg, Librairie Académique, 1789, ENPC. MS3056.

⁴¹ Lamblardie et al., “Projet d'une lettre à adresser par les Ingénieurs des Ponts et Chaussées chargés des travaux des Port du Havre à MM. les Rédacteurs du Journal à Paris”, le 9 juin 1790, ENPC. MS3056.

⁴² J.-X. Bureaux de Pusy, *op.cit.*, p.9.

⁴³ Lamblardie et al., op.cit.

⁴⁴ 従来、海港工事は王立工兵団が担当していたが、1761 年以降は財務総監が商用港を担当するようになったことを受けて、ペイ・デレクシオンに限定して土木局が海港工事を手がけるようになる。一方でダンケルク、ル・アーヴルなどでは依然として工兵団が残留して工事を手がけていた。A.Picon, op.cit., 1992, pp.211-212.

⁴⁵ Christian Pfister-Langanay, «De la citadelle au profit neptune. Les métamorphoses du quartier portuaire de Dunkerque», in Michèle Colin (sous la dir.), *Ville et port XVIII^e-XX^e siècles*, Paris, L'Harmattan, 1994, pp.51-71. またダンケルクにかんしては以下も参照。Alain Cabantous, *Dix mille marins face à l'océan. Les populations maritimes de Dunkerque au Havre aux XVII^e et XVIII^e siècles (vers 1660-1794). Etude Sociale*, Paris, Editions Publisud, 1991; A. De Saint-Léger, *La Flandre maritime de Dunkerque sous la domination française (1659-1789)*, Paris, Ch.Tallandier, 1900.

⁴⁶ *Dénouement des ouvrages du port de Dunkerque, relativement à ce qu'il en est parlé dans le Mémoire de M. de la Millière sur le département des ponts et chaussées*, par M. Bouchette, Député du Département du Nord, Paris, L'Imprimerie Nationale, 1790. BNF 8-LK7-2553. 以下、*Dénouement des ouvrages du Port de Dunkerque* と略記。

⁴⁷ *Mémoire sur le département des Ponts et Chaussées*, par M. de la Millière, pp.47-49.

⁴⁸ *Dénouement des ouvrages du Port de Dunkerque*, p.21.

⁴⁹ この土木技師による南京錠所有事件は次節で検討するド・ラ・ミリエールの反論でも詳述されているが、ブシェットは橋の南京錠は取り除かれていたが鎖錠はされたままであり、土木技師はベルグの航行に反対する企業家に対する優越を主張するために、王の承認を楯にして城砦の橋地点でベルグ船の航行を妨害した、と述べる。Ibid., p.29

⁵⁰ 'Réponse à la dénonciation des ouvrages du Port de Dunkerque, par M. Bouchette, Député du Département du Nord', et. 'Réponse à un Mémoire sur l'établissement d'une Direction & Administration générale des travaux publics, relatifs à l'Agriculture & au Commerce', dans *Supplément au Mémoire de M. de la Millière, sur le Département des Ponts et Chaussées; ou Réponse à deux écrits relatifs à ce Mémoire, qui ont paru depuis sa publication*, Paris, L'Imprimerie royale, septembre 1790.

⁵¹ この 2 番目の回答文書は、同年同月に印刷された文書「農業および商業に関連する公共事業の指導と総合行政機関の施設についての報告書」への文字通りの土木局側からの回答である。なお、地方行政における県参事会 *directoire de département* とは、県において選挙で選ばれた議員からなる県会 *conseil général* の中から選出された、執行部である。フランス地方行政の歴史については滝沢正『フランス行政法の理論』東京、有斐閣、1984 年を参照。土木局の総視察官はこの県参事会の指示のもとに巡回し、土木議会に報告を行うよう、1791 年 1 月 19 日付の法令で定められた。前掲拙稿 27 ページ参照。

⁵² 'Réponse à la dénonciation des ouvrages du Port de Dunkerque, par M. Bouchette -', p.11.

⁵³ 同様に、港内にある城砦の橋の補修が土木技師の担当とされたが、この土木技師の対応に対しても陸軍大臣が不満を表明したことも明らかにされた。前掲参考文献 p.7. 参照。

⁵⁴ この王令にかんして、ブシェットは告発文書において、土木技師は水門管理官になることは望まず、ベルグ住民に王立工兵団が地方の水運や要塞官吏を軽視するようそそのかすことを強要した、と記している。*Dénouement des ouvrages du Port de Dunkerque*, p.30.

⁵⁵ Ibid., p.11.

⁵⁶ Ibid., p.11.

⁵⁷ 'Copie de la Lettre écrite par les Administrateurs composant le Directoire du Département de la Seine Inférieure, au Comité des finances', これは「ダンケルク港工事告発への回答」と同じく『補遺』に所収されている、「農業および商業にかんする公共事業の指導と総合行政機関の施設についての報告書」'Mémoire sur l'établissement d'une direction et administration générale des travaux publics, relatifs à l'Agriculture et au Commerce', le 20 septembre 1790. ENPC.4° 2129. についてド・ラ・ミリエールが土木局の存続と活動の利点について擁護していると評価した文書、「公共事業の指導と総合行政機関の施設についての報告書への回答」'Réponse à un Mémoire sur l'établissement d'une Direction & Administration générale des travaux publics, relatifs à l'Agriculture

& au Commerce'において土木局が支持されている具体例として紹介された文書である。まずその叩き台となる報告書の内容を概括すると、公共事業の総合行政政府の有用性が肯定され、公共事業をどのような形態で活動するべきか、という問いに対して報告書は論点を 3 つに分けて論ずる。第 1 点は、土木局と鉱山局の併合の是非であり、第 2 点は軍事技師に農業や商業に関連する土木工事の指導を委託できるのかという問題、第 3 点は従来の土木局の形態を維持できるのかとの問いである。このうち、軍事技師との関係を取り上げる第 2 点について、報告書は国防衛に必要な人員が平時は公共工事に廻されることにふれて、有事の要地攻撃よりも重視されることが想定されるために、軍事技師本来の職務が全うされないと警告する。さらに、報告書では工兵団に公共事業が委託される場合の市民への経済的影響も懸念されると述べており、工兵団を 83 県毎に編成することも予算面では不可能と指摘している

⁵⁸ Copie de la lettre ..., p.61.

⁵⁹ Ibid., p.61.

⁶⁰ Ibid., p.63.

⁶¹ Ibid., p.65.

⁶² Ibid., p.65.

⁶³ 県当局は従来から公共事業の運営にかんして土木局の助力を仰いでいると県参事会は認識しており、商業利益を目的とする工事に係る土木局への信頼が伺える。Ibid., p.65.

⁶⁴ 土木議会は土木局内で土木工事の計画について審議する機関であり、1791 年 1 月 19 日の法令第 1 編第 3 条において首席土木技師、総視察官 8 名、主任土木技師複数名、県の視察官、パリ担当の技師から構成されると定められた。土木局は旧体制期から財務監察官トリュデーヌ、首席土木技師ペロネらの主宰により、土木局が担当する工事計画の審査、検討を行っていた。革命期に入ると、この議会の目的は技術的なものに限定され、そのメンバーも変更される。

⁶⁵ Ibid., pp.66-67.

⁶⁶ AP., tome 21, p.271 参照。

⁶⁷ Ibid., p.271.

⁶⁸ Ibid., pp.273-274.

⁶⁹ Ibid., pp.475-478.

⁷⁰ Ibid., p.477.

⁷¹ Ibid., p.478.

⁷² Ibid., p.478.

⁷³ 前掲拙稿 27 ページ参照。

⁷⁴ ジャコバン勢力の拡張と、それに反対する自由主義者の対立の構図については辻村みよ子『フランス革命と憲法原理：近代憲法とジャコバン主義』東京、日本評論社、1989 年。また革命期の軍隊については François Furet et Mona Ozouf (ed.), *Dictionnaire critique de la Révolution Française*, Paris, Flammarion, 1992. (河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳、『フランス革命事典 4』、東京、みすず書房、1999 年)「軍隊」項目 pp.124-139 にて概括されている。

⁷⁵ 中村前掲論文参照。

⁷⁶ 第 2 編第 7 条において、主任土木技師の配属について従来通り県に配属する他に、軍事海港に第 1 クラスの主任技師を 5 名を配置することとしている。A.Brunot et R.Cocqand, op.cit, p.666.